

## いなみ虹保育園一時保育利用実施要領(待機児童)

令和6年11月1日

いなみ虹保育園

社会福祉法人日の出福祉会が運営するいなみ虹保育園を職員が福利厚生の一環として一時保育を利用する際の実施要領(待機児童)を定めます。

### (1) 対象法人

#### ① 社会福祉連携推進法人 日の出医療福祉グループ社員及び賛助会員 (社員法人)

社会福祉法人 日の出福祉会

社会福祉法人 博愛福祉会

医療法人社団 奉志会

(賛助会員)

株式会社 PRIME

医療法人社団 EMIFULL

#### ② その他グループ会社

キング醸造株式会社

株式会社 ロイヤルサイエンス

日の出ホールディングス株式会社

### (2) 利用対象者

「いなみ虹保育園従業員枠利用実施要領」の利用手順により**待機児童**となり、かつ、お住まいの市町村においても**待機児童**となった※認定こども(3号)の対象法人の※職員。

\*これから入職する者も可。

一時保育の利用は待機児童に対する暫定的な利用であり、引き続き3号認定での入園申込を該当の市町村、かつ、いなみ虹保育園に申請すること。利用内定を受けた場合は、認定こどもとして入園する。

(なお、入職前や育児休業復帰前において**3号認定を取得できず**、ならし保育等で利用する一時保育については、いなみ虹保育園一時保育利用実施要領の対象外とする。)

※認定こども：保育園・認定こども園の入園条件である認定を各市町村から受けたこどもの事。この実施要領を利用するには、居住する市町村に申請し【3号】の認定を受ける必要がある。

3号認定：認定申込みは各市町村。保育園・認定こども園入園に必要な  
0歳児～2歳児  
保育に必要な事由に該当する必要がある

※職員：上記認定こどもと税法上の扶養状況にかかわらず同一世帯であり、2親等以内であること。

(3) 利用可能保育園  
いなみ虹保育園

(4) 利用手順

- ① 「いなみ虹保育園従業員枠利用実施要領」の申請において利用内定とならず、待機児童となった場合、かつ、お住まいの市町村においても**待機児童**となった場合は、その旨わかる書類（待機証明書等）を園へ提出する。下記一時保育の利用条件を確認し希望があれば、事業所に「一時保育利用申請書兼希望届」、「**労働条件通知書兼雇用契約書(写し)**」を提出する。事業所は園に提出する。
- ② 利用申込受付後、利用希望者が園の受入能力を上回り全員の利用が困難である場合は法人が定めた基準に基づく優先順位に従って利用調整（選考）を行う。選考後、利用調整（選考）の結果を園から事業所へお知らせする。事業所は本人へ通知、園は「一時保育利用申請書兼希望届」、「雇用契約書(写し)」「待機証明書(写し、市町村発行のもの)」をPDFで本部総務部へ送付する。(原本は園で保管)園は名簿を作成し、月1回総務部へ提出する。
- ③ 職員といなみ虹保育園の間で所定の手続きを経て、利用開始する。

(5) 利用条件

5.5時間以内 保育料 1,000円

5.5時間超 保育料 2,000円

※昼食、おやつ代として 別途 300円

(5) 利用者負担額保育料

- ①週30時間以上勤務する常勤職員は全額事業所負担とする。
  - ②週20時間以上30時間未満勤務する職員は3万円を上限に福利厚生で事業所負担とし、決定した利用者負担額保育料との差額を職員負担とする。
  - ③週20時間未満勤務する職員は2万円を上限に福利厚生で事業所負担とし、決定した利用者負担額保育料との差額を職員負担とする。
  - ④保育所等利用者負担額決定通知書の保育料に基づき、いなみ虹保育園から各事業所に毎月請求する。
  - ⑤こどもと同居する2親等以内の職員が2人以上法人に勤務している場合は按分して請求する。
- (5)①：②：③＝3：2：1の比率で計算し、按分する。(10円単位で切り上げる。ただし、按分した2人の合計金額が保育料を超えないように一方で調整する。)

按分計算したことにより補助金額が各雇用契約の補助上限金額に満たない場合で不利益となる場合は、再計算する。

按分するときは必ず本部総務部へ保育料補助額等を確認すること。

- ⑥第2子以降の産前産後休暇中または育児休業中に引き続ききょうだいを預ける場合の利用者負担額保育料については職員負担とする。こどもと同居する2親等以内の職員が2人以上法人に勤務し、育児休業を取得する場合の具体的な按分方法については別表1を参照とする。(10円単位で切り上げる。ただし、按分した2人の合計金額が保育料を超えないように一方で調整する。)

職員は、産前産後休暇または育児休業を取得する際には必ず園へ連絡すること。連絡が遅れ保育料が事業所負担となった場合、遡及して職員に請求する。

- ⑦保育料は、職員が居住する各市町村が年2回(4月、9月)見直しを実施する為、変更があります。

\*各事業所は、2万円もしくは3万円の事業所負担額となる職員については、必ず入園申込書に記載願います。

\*差額発生分の保育料についてはいなみ虹保育園が現金徴収します。

\*一時保育利用料以外の諸費用(食材費等)は保育料補助の対象外となります。

\*利用料補助として支給されるのは、出勤日に一時保育を利用したときです。  
(夫婦ともに出勤していること)

\*該当の園に勤務する職員は、自身の所属園にこどもを預けることはできません。姉妹園でお申し込み願います。

\*この利用実施要領は、「いなみ虹保育園従業員枠利用実施要領」の手続きを

経て利用内定とならず、待機児童となった場合、かつ、お住まいの市町村においても待機児童となった認定こどもをもつ職員が、いなみ虹保育園の一時保育の利用料を福利厚生の一環として利用するための要領です。

\*問い合わせ先：総務部 藤井まで 080-7225-0065

関西・関東保育園・認定こども園の一時保育利用実施要領(待機児童) 別表1

職員が夫婦で法人に勤務し、育児休業を取得する場合の利用料補助額 按分方法  
利用者負担額保育料が60,000円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 30 時間以上勤務する職員 B
どちらも出勤	30,000円	30,000円
A 出勤 B 育児休業	60,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	60,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 30 時間以上勤務する職員 B
どちらも出勤	25,000円	25,000円
A 出勤 B 育児休業	50,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	50,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間以上勤務する職員 B
どちらも出勤	30,000円	20,000円
A 出勤 B 育児休業	50,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	30,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	37,500円	12,500円
A 出勤 B 育児休業	50,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	20,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 20 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間以上勤務する職員 B
どちらも出勤	25,000円	25,000円
A 出勤 B 育児休業	30,000円	なし

A 育児休業 B 出勤	なし	30,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 20 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	30,000円	20,000円
A 出勤 B 育児休業	30,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	20,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 20 時間未満勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	20,000円	20,000円
A 出勤 B 育児休業	20,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	20,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が30,000円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	22,500円	7,500円
A 出勤 B 育児休業	30,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	20,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が20,000円

	週 20 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	13,330円	6,670円
A 出勤 B 育児休業	20,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	20,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

参考

保育料補助上限金額

週 30 時間以上勤務	なし
週 20 時間以上 30 時間未満勤務	30,000円
週 20 時間未満勤務	20,000円

# 一時保育利用申請書兼希望届

令和 年 月 日

\*申請受付後、利用希望者が園の受入能力を上回り全員の利用が困難である場合は法人が定めた基準に基づく優先順位に従って利用調整（選考）を行います。

選考後、利用調整（選考）の結果をお知らせします。

①

所属法人 :  
所属事業所名 :  
申込者（職員名） :  
住所 :  
電話番号 :  
雇用契約 : ①週30時間以上勤務する常勤職員  
②週20時間以上30時間未満勤務する職員  
③週20時間未満勤務する職員

\*夫婦で3法人に勤務する場合は、②も記入してください。

②

所属法人 :  
所属事業所名 :  
申込者（職員名） :  
住所 :  
電話番号 :  
雇用契約 : ①週30時間以上勤務する常勤職員  
②週20時間以上30時間未満勤務する職員  
③週20時間未満勤務する職員

**\*労働条件通知書兼雇用契約書(写し)を添付すること**

(1) 利用希望者記入欄

利用児童氏名	(第 子) 平成・令和 年 月 日生
利用開始希望日	令和 年 月 日
利用を希望する時間	(平日) 時 分 ~ 時 分 週 回 希望します。
保育するうえで注意してほしい事項	

\*一時保育利用申請書兼希望届、入所保留通知は事業所を通して園へ提出

(2) 利用理由調査票

下記要件に該当する箇所に○を記入下さい

事由	基本点数	状況	父	母
① 就労	100	月 20 日以上かつ週 40 時間以上又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上働いている。		
	90	月 20 日以上かつ週 30 時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上働いている。		
	80	月 16 日以上かつ週 24 時間以上又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上働いている。		
	70	月 16 日以上かつ週 16 時間以上又は週 4 日以上働いている。		
	60	上記には該当しないが、月 64 時間以上働いている。		
② 妊娠 出産	60	母が出産又は出産予定日の前後 8 週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する場合		
③ 保護者の 疾病	100	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養中で保育が困難な場合。		
	70	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。		
	50	疾病などにより、保育に支障がある場合。		
④ 保護者の 障害	100	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、療養手帳 A の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。		
	80	身体障害者手帳 3～4 級、療育手帳 B 1 の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合。		
	60	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療養手帳の交付を受けていて、保育が困難な場合。		
事由	基本点数	状況	父	母
⑤ 親族の介護 看護	90	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため月 20 日以上かつ週 40 時間以上保育が常時困難な場合。		
	80	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため月 20 日以上かつ週 30 時間以上保育が常時困難な場合。		

	70	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため月16日以上かつ週24時間以上保育が常時困難な場合。		
	60	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため月16日以上かつ週16時間以上保育が常時困難な場合。		
	50	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、上記には該当しないが、月64時間以上保育が困難な場合		
⑥ 災害復旧	100	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合。		
⑦ 求職活動	70	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している。		
	60	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。		
	50	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。		
	30	上記には該当しないが、月64時間以上の仕事に内定している。		
	20	求職中		
⑧ 保育の 代替手段		児童を同居の親族もしくは祖父母に預けることが可能な場合		
		保育所等を利用中の場合（転居・転勤により、やむをえず転所の申込をする場合は除く）		
⑨ 世帯 の状況	30	ひとり親世帯		